

小牧市公共的な行事及び催事における露店等の出店に係る届  
出等に関する要綱

〔平成27年 2月 9日〕  
〔26小市安第2032号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共的な行事及び催事において出店する露店等について、暴力団の排除を徹底し、健全な行事及び催事の運営並びに施設管理の適正化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(届出)

第2条 市が主催又は共催する行事及び催事(以下「行催事」という。)の会場及びその周辺において、行催事の主催者(以下「主催者」という。)が指定する場所で露店等(露店、屋台その他これらに類するものをいう。以下同じ。)の営業をしようとする者(以下「出店者」という。)は、あらかじめ出店届出書(様式第1)及び出店者個別カード(様式第2)を主催者に提出するものとする。

2 出店者は、前項の規定により提出した出店届出書及び出店者個別カードの内容に変更が生じた場合は、その都度出店届出書及び出店者個別カードを提出するものとする。

(届出日)

第3条 出店届出書及び出店者個別カードは、市又は主催者が指定する日までに提出するものとする。

(遵守事項)

第4条 出店者は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めるものとする。

- (1) 出店届出書及び出店者個別カードの内容は、変更しないこと。
- (2) 出店者以外の者が営業しないこと。
- (3) 行催事への来客者と紛争し、又は業者間で紛争等を起こさないこと。
- (4) 行催事への来客者に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語、態度等をとらないこと。
- (5) 営業活動に18歳未満の児童及び生徒(定時制高校に通う生徒を除く。)に従事させないこと。
- (6) 出店者個別カードにより届け出た従事者の身分確認を確実に行之、当該従事者として届出していない者に従事させないこと。

- (7) 法令等に違反するものを販売しないこと。
- (8) 営業時間を厳守すること。
- (9) 営業を終了した後は、清掃、ゴミの処分等を行い、原状回復を確実にを行うこと。
- (10) その他市及び主催者の指示に従うこと。

2 従事者は、前項各号（第1号、第2号、第5号及び第6号を除く。）に規定する事項を遵守するものとする。

（出店の拒否及び停止）

第5条 市及び主催者は、出店者又は従事者が、次のいずれかに該当するものと判明したときは、出店を拒否又は停止することができる。

- (1) 小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員であるとき。
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者であるとき。
- (3) 前2号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が、その経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団の威力又は暴力団員等を利用するものと認められるとき。
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 暴力的要求行為又は法的責任を超えた不当な要求行為を行ったとき。
- (8) 暴力行為、脅迫等各関係法令に違反する行為を行ったとき。
- (9) 前条に規定する遵守事項を守らなかったとき及び次条に規定する報告をしなかったとき。
- (10) その他市又は主催者が健全な行催事の運営に支障があると認めたとき。

（不当要求等における報告）

第6条 出店者及び従事者は、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、市及び警察への通報及び必要な協力を行うものとする。

（撤去等の措置）

第7条 出店者は、出店を停止されたときは、速やかに露店等を撤去するものとする。

2 市及び主催者は、この要綱の規定を遵守しない出店者に対しては、撤去等必要な措置をとることができるものとする。

3 前項の規定により、市又は主催者に損害が生じたときは、市又は主催者は、出店者に当該損害に係る賠償を求めることができる。

(関係機関)

第8条 市は、必要な限度において露店等の営業の届出を行った者が暴力団員等に該当するか否かについて、関係機関の意見を聴くものとする。

(個人情報取扱い)

第9条 市及び主催者は、この要綱の実施に当たって知り得た個人情報については、目的外に利用せず、適正に管理するものとする。

(事務局)

第10条 この要綱の事務は、行催事の主務課において実施するものとする。

(その他)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の小牧市交通安全及び防犯関係団体事業費補助金交付要綱、小牧市防犯対策補助金交付要綱、小牧市安全安心まちづくり活動補助金交付要綱、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付要綱、小牧市公共的な行事及び催事における露店等の出店に係る届出等に関する要綱、小牧市防犯灯の設置等に関する要綱及び小牧市高齢者後付け急発進等抑制装置設置費補助金交付要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市交通安全及び防犯関係団体事業費補助金交付要綱、小牧市防犯対策補助金交付要綱、小牧市安全安心まちづくり活動補助金交付要綱、小牧市事業者防犯カメラ等設置補助金交付要綱、小牧市公共的な行事及び催事における露店等の出店に係る届出等に

関する要綱、小牧市防犯灯の設置等に関する要綱及び小牧市高齢者後付け急発進等抑制装置設置費補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。